

入山辺の明治初期の学校

橋倉 宮坂 昌憲

明治初期の松本市域の学校を考える時、その素地となった寺子屋の存在と当時の筑摩県権令永山盛輝の教育奨励を忘れてはならない。

1. 寺子屋

(1) 庶民の教育機関としての寺子屋

寺子屋は明治初年まで庶民に対する重要な教育機関であった。一般に寺子屋は、年少者に対して日常生活に必要な基礎知識を教える簡易な教育機関で、年長者を対象としてやや高度な専門的な教育をさずける教育機関としての私塾もあった。

- ① 数および分布・・・資料1 維新期の私塾・寺子屋
- ② 開設・・・寛政期から文化・文政期(1790~1830)と数が増し、天保期(1830年代)がピーク。
- ③ 師匠・・・農民(庄屋、組頭等の役人層)が最も多く、僧侶、神官、武士(浪人)等。
- ④ 就学状況・・・入学年齢7~8才 在学年限3~7年 農閑の時だけのものが多い
女子の就学はきわめて少ない。 就学希望者は上農の子弟が多い。
- ⑤ 指導内容・・・読み、書き、そろばんから、漢学、国学、一般的な趣味教養等いろいろ。
- ⑥ 寺子屋の廃業・・・明治以前に廃業した所も多く、明治5年学制頒布により生徒はしだいに学校に移るようになった。
- ⑦ 筆塚・・・師匠の徳を慕って門下生一同で建てたもので、各地にある 資料2 筆塚の分布

(2) 入山辺の寺子屋

以下の3か所にあった。いずれも門弟によって建てられた筆塚が残っている。

① 桐原の寺子屋

- ・塾名—— 「古牧園」・・・桐原の牧に因んで命名。
- ・師匠—— 桐原真純(通称八郎次)(筆塚あり) ↓ 桐原八郎(八郎次の三男)
- ・開始— 天明年間 閉塾— 明治六年 — 資料3 入山辺の筆塚
- ・学科— 手習 四書五経など。「松本往来」も

② 北入の寺小屋

- ・塾名—— 「北入村塾」または「北入村学問所」(中村2417番地)
- ・師匠—— 矢島勘三郎(2代目) 矢島頼義(明治初年より閉塾まで) — 筆塚あり
- ・開塾—— 嘉永元(1848)年 閉塾—— 明治6年
- ・学科—— 読書 習字など 資料3 入山辺の筆塚

③ 大和合の寺小屋

- ・師匠 — 羽山衛門(通称「しゅうぜむ」) — 筆塚あり —
長男であったが、松本藩の許可を得て弟に家を継がせ、自分は別家を建てそれを寺子屋として門弟の教育にあたった。後に中入学校大和合派出所となる。
- ・開塾 — 享和年間(1802頃) 閉塾 — 明治初

④ その他

- ・以上の他にその師匠として、豊島伝右衛門(南方)堀金清右衛門(桐原)桐原真徳(桐原)の名があげられているが、詳細はよくわからない。(東筑摩郡・松本市・塩尻市誌 別篇 人名)

2. 筑摩県権令永山盛輝の教育奨励

(1) 筑摩県

明治4年の廃藩置県における第1次府県統合により誕生。飛騨国および信濃国中部・南部を統括するために設置された県。松本に県庁。—— 資料4 廃藩置県と筑摩縣

明治9年第2次府県統合により廃止。・・・信濃国 → 長野県 飛騨国 → 岐阜県

(2) 永山盛輝の略歴

薩摩藩士。勘定奉行、戸留守居役を務め藩政改革に尽力。戊辰戦争では薩摩藩兵監軍として従軍。

明治新政府に入り、明治3年伊那県出仕、大参事。明治4年伊那県廃止とともに筑摩県参事に就任。明治6年権令に昇進。筑摩県では教育の普及に尽力。県内を巡回し学制前に郷学校百数十校を設置した。明治8年新潟県令に転任（同18年まで在任）、小学校の就学率向上などに尽力した。のちに貴族院議員となる。勲功により男爵を叙爵。

(3) 永山権令の教育奨励

- ・ 学校創設の勧告——「学校創立告諭書」（明治5年1月）
各地を巡回し管内小学校の設置の説諭し就学を勧誘。「説諭要略」
—— 長尾無墨（筑摩県学務掛）著
- ・ 廃仏毀釈で廃寺となった本堂や庫裏を学校校舎に転用することをすすめる。
- ・ 学校世話人を設ける。
- ・ 私塾や寺子屋を廃止させ児童を学校に集中させる。
- ・ 学校元資金の加入勧奨 —— 学校の創設、維持、校舎の新築 —— 地域住民の負担
- ・ 「筑摩県学」の創設（松本本町女鳥羽川畔の全久院跡）—— 第一番小学「開智学校」
- ・ 筑摩県師範教習所の設置 —— 筑摩県師範学校

資料5 永山盛輝

3. 学制発布と学校の設立

(1) 学制発布

明治5年8月の大政官布告 —— 学制の発布

「邑に不学の戸なく家に不学の人なからんことを期す」 —— 国民皆学をめざす

・ 学区

全国を8大学区（のち7大学区に改編）にわけ、1大学区を32中学区に、中学区を210小学区に区分 筑摩県は第2大学区に属する

- ・ 筑摩県 —— 「学問普及の為の申諭し書」（告諭書）により周知徹底をは積極的に開校をすすめる。

学制が施行されたこの頃の筑摩県の小校の数は、150校にせまる。

- ・ 学制発布をうけ入山辺の学校も相次いで設立

南橋学校（明治6年7月6日）

桐原学校（同 7月2日）

中入学校（同 8月27日）

4. 創立期の入山辺の学校 → 資料6

(1) 南橋学校——「南橋学校諸記」（明治6年～7年）による

① 学校創立願

明治6年5月13日

→ 資料7

② 開校（筑摩県管下、17中学区37番小学区）

明治6年7月6日

③ 開設場所

南方村旧瑞光寺 廬堂を校舎として利用

④ 生徒（就学者） 52人（男42人 女10人）

⑤ 教師 川井市太 のち 川井 充

⑥ 元資金 519円 南方村250円（加入64名）
橋倉村269円（加入46名）

⑦ 世話役 南方村 百瀬徳蔵 百瀬俊治

橋倉村 宮坂篤也 宮坂源一

⑧ 元資金が増額される 明治7年7月

1470円 橋倉村670円

南方村800円

⑨ 学校費用に充てるため、不用になっている郷倉の

売却許可願 明治7年8月 → 資料8

（後の売却代金 橋倉村39円25銭 南方村16円12銭）



南橋学校開設当時の図

橋倉学校 (明治9年学校名改名 改名については不詳)

- 明治7年9月20日 「学校新築願」を県へ提出 → 資料9
願いに対して「願之趣聞届候事九月廿日」(朱書)と許可がおりた。
- 明治8年11月 新校舎落成
 - ・学校敷地に土地提供者 赤廣伴次郎 赤廣実次郎 赤廣兵一
 - ・新築に要した費用 625円99銭5厘
- 明治9年8月 筑摩県が廃止され信濃全域長野県管轄となる。
県下一円第6大学区に入り、橋倉学校は第18番中学区第6番小学となる。
- 明治13年教育令により学務委員を置く。選挙により百瀬徳蔵当選。
桐原直躬に教員委嘱。
- 明治14年2月 卒業試験を行う。 卒業者 第6級5名 第9級4名 第10級2名
第11級5名 第12級11名
12月 学齢就学調査 就学32名(男22女10) 未就学44名(男15女29)
- 明治15年 戸長を学務委員に加え、「就学督責規則」を定め、学務委員をして厳しく学齢生徒の就学を督促させる。
規則により改めて「村立橋倉学校設立伺」を提出し、許可される。
- 明治17年 就学調査 就学85名(男47女38) 不就学(事故)17名(男1女16)
- 明治19年 小学校令公布 小学区画並に校数改正に関する長野県布達により、本校は東筑摩郡第二番学区山辺学校(里山辺兎川寺区)に統合され、廃校となる。

(2) 桐原学校

- ① 開校 明治6年7月2日
(筑摩県管下、第17番中学区第50番小学区)
- ② 開設場所 海岸寺 庫裏を校舎として利用
- ③ 生徒就学状況 (年齢7歳より14歳まで)
男子72名中68名 女子48名中8名
 - ・生徒の年齢は、6歳より14歳まで、
下等小学、上等小学各4ヶ年で、共に
8級制とし、年4回位の試験を行ない
進級せしめる制度。
- ④ 教師 友成儀三(松本土族)
- ⑤ 学校世話役 木下隆一以下5名
- ⑥ 元資金 1868円(明治8)
- ⑦ 明治9年8月 筑摩県廃止、長野県に合併。
第6大学区第18番中学区第8番小学区と改称。
 - 1 桐原直躬本校教員を拝命。
 - ・生徒授業料 46銭から98銭まで
- ⑧ 明治13年学務委員選挙 堀金源次郎当選
生徒就学状況 男子45名中 就学32名 女子47名中 就学12名
- ⑨ 明治14年 定期試験執行(3・28) 進級者第12級より第3級まで30名
 - ・定期試験中入学校にて合併執行 7~12級18名進級
- ⑩ 明治16年 不就学者34名(男3女31)(出稼、縫針従事、農事)
- ⑪ 本校山辺学校へ合併



桐原学校の図

(3) 中入学校

- ① 開校 明治6年8月27日
第2大学区筑摩県管下、第17番中学区第39番小学区
- ② 開設場所 徳運寺
- ③ 生徒 入学式の生徒数44名(男子のみ)[入学見込調査では161名(男101女60)]
- ④ 教師 教授 黒田正文 助教(授業生)丸山久吉 中島元次郎 増沢兵次郎

- ⑤ 学校世話役 大輪儀源次
- ⑥ 元資金 636円
- ⑦ 授業料 「当分元資金をもって処分するので未定」となっている。
当時の学制で定められていた授業料は、貧富に応じて三等に分けられ、上12銭、中6銭2輪5毛、下3銭であった。
- ⑧ 明治9年 ・本校生徒橋倉学校に出張、試験を受け優秀なるもの多く褒美を授けられる。
・生徒数(6歳~14歳) 277人 就学148人(男119女29)
不就学129人(男33女96)
- ⑨ 明治13年 学務委員 大島戸一 百瀬清衛当選
- ⑩ 明治14年 4月6日 北入学校を分離開設する。
- ⑪ 明治15年 7月 大和合派出所が支校となる。9月 北厩所派出所設置。
9月「中入学校設置伺」提出、許可される。

村立中入学校設立伺	
一 設置目的	教育令に遵奉し、学齢兒童を普通学科に授けしむる
一 学校位置	東筑摩郡入山邊村字中入四百三十六番地
一 学校名稱	中入学校
一 学区村名	入山邊村内中入二百三十六戸 学校一戸
一 人口	136丁
一 学齡ノ数	千二百十四人内男 六百六十五人 女 八百八十二人
一 就學生徒發數	百六十九人内 男 八十八人 女 八十一人
一 敷地	四百九拾八坪
一 校舍	所有中入學校
一 別紙繪圖面之通	所有右同前
一 学校規則	別冊之通
一 教員職務心得	別冊之通
一 器械	テール 五十五脚 腰掛 五十五脚 塗板 七人
一 教員ノ數	但重入付生徒二十六人受持見込
一 教則	但本縣頒布スル所ノ中等小學校ニ準ル
一 學費收入發額	金五百八拾二圓五拾錢 下年ノ高
一 内譯	金五百四拾茶園八錢六厘 但學區内諸費

一 學費之出費額	金三百二十五圓六錢五厘	北價割	
一 内譯	金八十一圓四十六錢四厘	戶數割	
一 内譯	金五十四圓三錢八厘	人口割	
一 内譯	金三十七圓十五錢四厘	算出評割	
一 内譯	金三十九圓四拾一錢四厘	學齡割	
一 内譯	金五百八十二圓三十錢	後算割	
一 内譯	金三百二十圓	下年高	
一 内譯	但重入付月十日	教員給料	
一 内譯	金百十六圓	發業主給料	
一 内譯	但重入付月平均參圓	小使及工費等	
一 内譯	金四十八圓	但七月平均四圓	書寫紙料
一 内譯	金五十圓	但七月平均四圓七錢七分	薪炭油費
一 内譯	金六十圓	但七月平均五圓	諸雜費
一 内譯	金四十六圓五十錢	但七月平均三圓八錢五厘	營繕費
一 内譯	金四拾二圓	但七月平均不足十三	

右の通り改正前書之通學區會に於て決定候。并新記ノ學校設立は變候條御認可被下度此取奉伺候也。
東筑摩郡第八番學區 學務委員 朝倉茂十郎 石瀬五丁門
明治十五年九月廿九日

長野縣令大野誠毅
前書之通り及月間奉交
長野縣令大野誠毅
明治十五年九月廿九日
長野縣令大野誠毅代理
長野縣大書管馬堂信印

- ⑫ 明治16年 不就学者84名(男14女70)(出稼 縫針 農業 他)
 - ⑬ 明治19年 ・4月1日 中入学校は山辺学校に統合されて廃校となる。中入学校は、さきに分離した北入学校を再び合併し中入支校と改名、大和合は派出所となる。
・中入支校の新築進む。新築地形、地固め、建立完了(4月29日)
- 北入学校** 明治14年4月6日 中入学校より分離して開設。
明治15年7月学校児童110名(男54女56)(学齡取調帳による)
明治19年4月1日 山辺学校中入支校に合併。
- 北厩所派出所** 明治15年9月設置、この後幾許もなく廃止。
- 大和合派出所** 明治6年中入学校大和合派出所として設置。下級児童を教授する。
明治15年 派出所をかつての寺小屋であった羽山先生の家屋に移す。
明治19年4月1日 山辺学校大和合派出所となる。

資料1 維新期の私塾・寺小屋

維新期の私塾・寺小屋 (松本市域)

区域	塾数	所在地	塾主の身分職業							計
			士	農	町	医師	神官	僧侶	その他	
松本市内	27	北深志	9	2	1					12
		南深志	1		4					5
		矢野	1	1						1
		窪出		1						1
		並並		1						1
		笹高	1	1						1
		新宮				1				1
		家摩					1			1
		田町		1						1
		岡田	5	岡田	2					
本郷	6	岡田	2						2	
		岡田	2						2	
		岡田	1						1	
里山辺	8	山浅	1						1	
		三才	1						1	
		山倉	1						1	
		大社	1						1	
入山辺	3	井井	2						2	
		井町	1						1	
		小松	1						1	
中山	6	原	2						2	
		北和	4						4	
内寿	12	和北	1						1	
		小池	3						3	
芳川	10	赤木	1						1	
		瀬上	4						4	
		瀬上	1						1	
神林	8	竹井	1			1			2	
		村小	2						2	
		神二	1						1	
和田	6	神上	1			1			2	
		神二	1						1	
		神北	1						1	
新村	5	荒井	1						1	
		北家	1						1	
今井	4	寺林	1						1	
		下町	1						1	
島立	2	和野								
		下野	1						1	
島内	5	南新			1				1	
		北今					1		1	
合計	110		14	73	5	4	10	2	2	110

〔東筑摩郡私塾寺小屋取調〕明治16年・19年、〔官立学校設立伺〕明治7年(以上、県行政文書)、〔松本平手習師匠〕飯沼源次郎 大正13年、〔東筑摩郡・松本市・塩尻市誌〕別篇人名昭和157年、ほか各学校沿革誌、各地区誌より作成

資料2 筆塚の分布

第一四二表 筆塚の分布

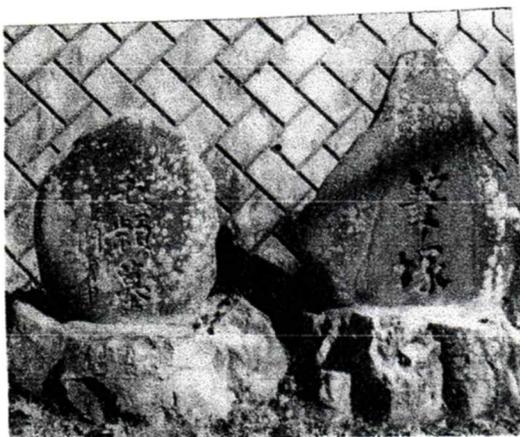
地域	数
筑塩片宗洗	3
地尻丘賀馬	6
朝山今広波	4
本上中東生	4
川川	8
本上中東生	4
錦中会五本	8
坂麻坂日	4
笹芳	5
神和	3
島島中入	3
里岡松	1
計	152

(一) 筆塚 師匠の徳を慕って門下生一同で建てた筆塚は各地にあるが、場所は師匠宅の周辺、社寺・堂の境内、人目につき易い路傍にあり、内容も単に筆塚・算塚・謡塚と表面に刻み込んだものや、何々翁碑として銘文や詠歌を刻み、裏面に門人一同の名前を刻んだもの等さまざまである。郡内の筆塚分布は第一四二表のとおりである。

北安曇より合併分

七陸広	3
貴郷津	12
	3

資料3 入山辺の筆塚



中村の筆塚



桐原の筆塚



大和合の筆塚

廃藩置県と筑摩県

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

廃藩置県 (はいはんちけん) とは、明治維新期の明治4年7月14日 (1871年8月29日) に、明治政府がそれまでの藩を廃止して地方統治を中央管下の府と県に一元化した行政改革である。

廃藩置県当初に設置された県

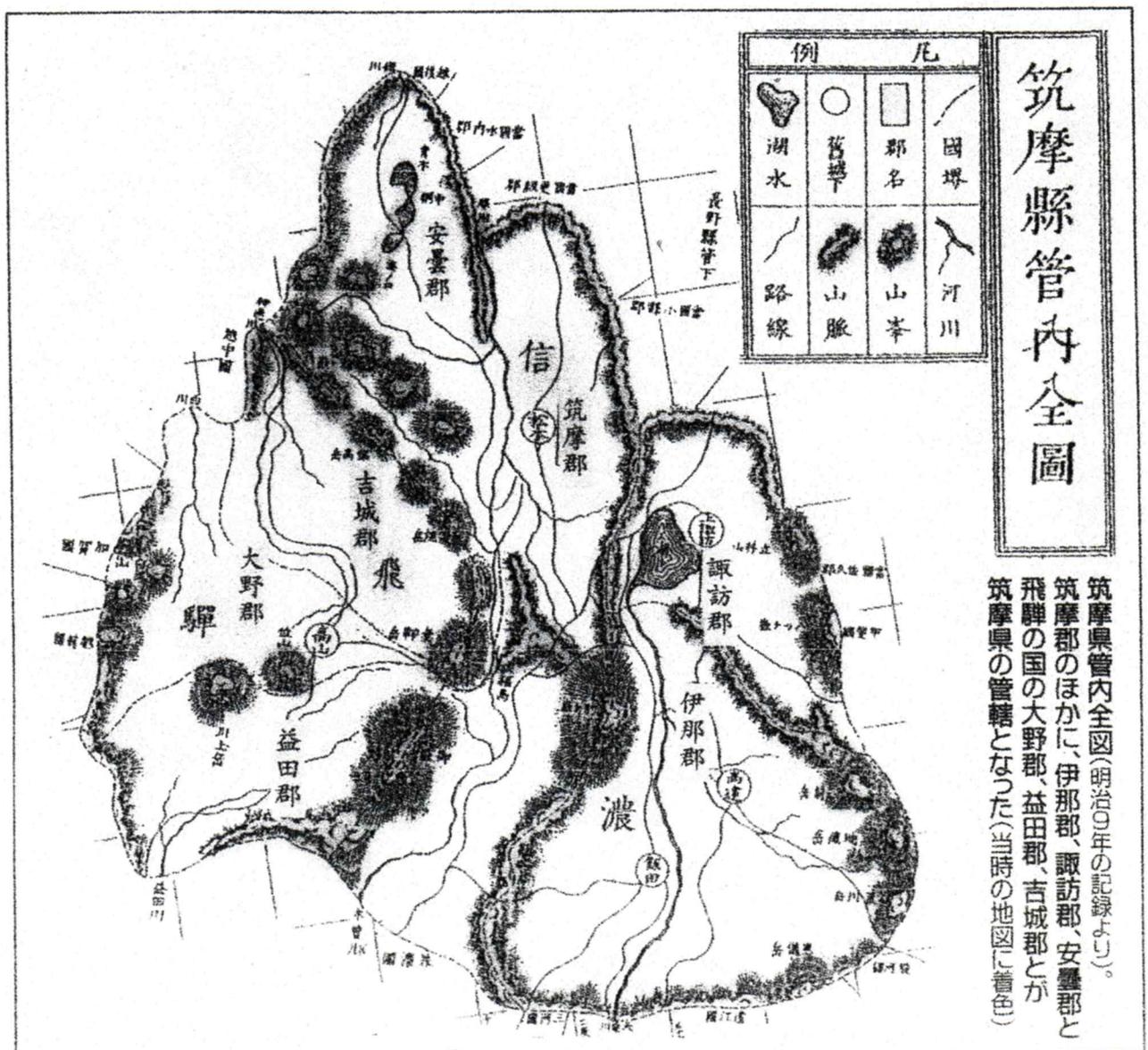
- 甲斐国 : 甲府県
- 信濃国 : 岩村田県、小諸県、上田県、松代県、須坂県、飯山県、長野県、伊那県、高島県、高遠県、飯田県、松本県
- 飛騨国 : 高山県

第1次府県統合 (明治4年)

- 山梨県 - 甲斐国一円
- 長野県 - 信濃国のうち埴科郡・高井郡・水内郡・佐久郡・更科郡 (更級郡) ・小県郡
- 筑摩県 - 飛騨国一円、信濃国のうち筑摩郡・伊那郡・諏訪郡・安曇郡

第2次府県統合 (明治9年)

- 筑摩県のうち信濃国 (長野県)、飛騨国 (岐阜県)



（東武會報）
松本市・塩尻市誌 別篇 人名より

永山 盛輝 ながやま もりてる (文政 九 明治三五) 松本
(一八二六—一九〇二)



明治四年七月、廢藩置県断行。次いでその年の十一月、旧藩を基礎とした全国三府三百二県が整備統合され、三府七十二県の新行政区画が誕生した。中・南

信各地と岐阜県高山を中心とする飛騨一円を管轄する筑摩県が設置され、松本に県庁が置かれた。この筑摩県の初代長官として伊那県大参事から赴任した永山盛輝は、明治新政府が派遣した最初の地方長官であり、この時、信濃国にも維新近代化の波が初めて及ぶことになったのである。永山は長野県人ではなかったが、信州、特に中・南信地域の開化に絶大な影響を与えた人物として忘れることが出来ない。

(中略)

永山盛輝が筑摩県権令として残した足跡は大きく、産業の振興、新戸籍の編成、郵便役所の開設、地租改正、筑摩県学の創設、医学校・病院の開設、下問会議の開会、開産社の設立、活版所開設、信飛新聞(明治五年松本で創刊)の積極的援助、博覧会の開設等々、多方面にわたっている。中央政府と密接なつながりがあったとはいえず、いづれをとつても、当時、北信の長野県を含めて信州では初めての画期的な、強力な文明開化政策であった。この中でも、特に永山の名を後世にとどめたのは、その教育に対する施策と情熱だった。「山梨県の権令様は道

路権令、筑摩県の権令様は学校権令だ」と人々から噂されたという永山は、明治五年、着任すると直ちに「学校創立告諭書」を發し、「国家ノ富強ヲ謀ルハ人民ノ智力ヲ磨励スルニ有之」今般管内各処ニ学校ヲ創立シ臣民一致勉強ノ力ヲ尽シ他ニ率先シテ報國ノ実ヲ顯サシメントス」と述べ、有志の者は「力ヲ積ミ財ヲ出シ早く学校ヲシテ盛大ニ到ラシメントトヲ偏ニ期望スル」と学校創設を強く訴えた。中央政府が学制を發布する五カ月前のことである。

教育にかかる費用は官費とせず民費負担とするのが明治新政府の方針だったから、学校の創設・維持、校舎の新築、すべては地域住民の拠金すなわち学校元資金によった。

永山は自ら元資金百両を加入し、県庁職員すべてにも加入させている。全国に学制が發布された明治五年八月、筑摩県にはすでに二十七校の小学校が開かれており、実際に学制が施行された明治六年五月にはその数、百五十校に達する勢いだった。

学校創設、元資金加入勸奨のため、永山は自ら先頭にたつて管内の巡回説論を行なった。明治六年から九年までの四年間に、筑摩県官員の公式巡回は十五回に上り、

その範囲は、安曇・筑摩・諏訪・伊那郡および飛騨三郡全域に亘っている。このうち永山自ら巡回したのは、明治七年三月出發、諏訪・伊那郡二百三十余校を視察する六十日間の説論と、明治八年八月出發、安曇・筑摩百一校と、飛騨三郡を視察する三カ月にわたる巡回だった。「遊興村芝居をやめよ」「官費を節約せよ」「一切の無駄を省いて学校を創設せよ」と啓蒙した巡回説論の様子は、明治七年に随行した筑摩県学務掛長尾無墨(高遠藩士)の著「説論要略卷之一」に詳しく記されている。

「山間ノ村落到ラザルナク露ニ寝ネ雲ニ起キ」(同書)と書かれた明治七年の巡回には、師範学校教員の飯田正宣と開智学校生徒数人を同行させ、行く先々で実際に授業をしてみせた。寺子屋にかわる新教育の効果を眼の当りにした村人たちは感激し、争って零細な献金を差し出したのであった。この結果、筑摩県内の学校元資金は明治八年に百万円を超え、就学率全国第一位、開かれた小学校の数五百八十余校に達している。

明治九年八月、全国府県の統廃合により、わずか四年九カ月の命脈を断つて筑摩県が廃止となった時、県内小学校の数は六百五十六校、北信の長野県では三百五十四校であった。

永山は、明治五年五月、松本・諏訪・高遠・飯田の各地藩学を結集して、筑摩県の最高学府「筑摩県学」を松本南深志町女鳥羽川岸の旧全久院廢寺跡に創設した。次いで学制發布となるや同六年五月、これを第一番小学開智学校として華々しい開校式を挙げた。引き続き開智学校の中に筑摩県師範講習所(同七年十月、筑摩県師範学校と改称)を設置、教員養成の道を開いた。

開智学校の創設、師範講習所の開設に当り永山は、大先輩(東京大学の前身)で医学を学び、瓜生三寅について英学を修業した東京府士族飯田正宣を月俸五十円という破格の待遇で招聘している。一般の教員が月俸五円か六円という時代である。飯田は当時若冠二十六歳の英才。同じく開智学校英学課教員として招かれた酒井惟一は、箕作麟祥・瓜生三寅について英学修業、のちに福沢諭吉の慶応義塾にも学んだ新知識だった。また筑摩県師範学校の主席訓導として教員養成の指導的地位にたった金子尚政は、東京師範学校第一期生、外国人教師について欧米直輸入の教育を受けた数少ない正規教員の一人だった。

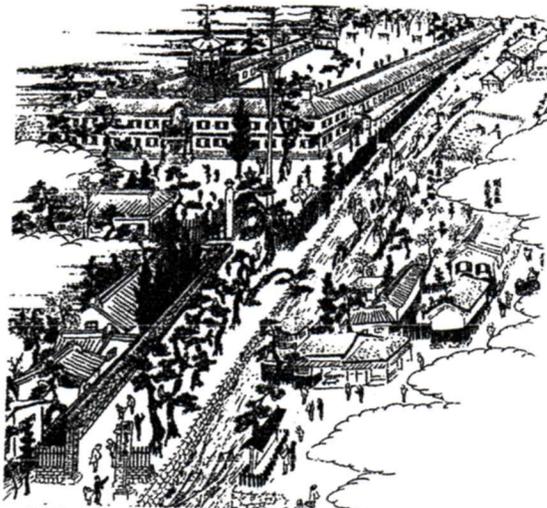
山間の地に近代教育を導入するに際し、第一級の知識人を最高の待遇で招聘した永山の見識は高く評価されるよう。

永山権令の往時を彷彿させる言として、明治の大教育者渡辺敏はこう回想している。「永山権令は精力絶倫の教育熱心家にして、教育の当事者たる我々をして尚斯く迄に力瘤を教育に入る、必用あるかとの疑を起さしめたる程なりき。権令の県許にあるときは大参事をして町村を巡回せしめ、権令の巡廻のときは少参事と方面を分けて巡回し大参事を県庁に止め、斯くして交互に巡廻して殆んど虚日なく、高等官三人県庁に面を揃うることは殆んど稀なりとの評なりき」(『福澤教育』大正4年)。また、永山が招聘した筑摩県師範学校主席の金子尚政の言として、「権令の随行は眞平御免を蒙る。父兄列席の前、権令監督の下に於て試験の任に当るが故に、父兄は汗を握って其子弟の答弁の如何を凝視して而して権令は目を離さずして之を監視せられ寸毫の怠慢を許さず。権令は斯く終日側目もせず監視して毫も情様を示すことなし。試験終り点数を改め、成績を報告し、賞与を与へ終ると間もなく次ぎの試験地に牽往かる。夜に入らうが雨が降らうが往くと令したる日には必ず草鞋つきにて駆け着くといふ有様故に、一週間も随行すれば身体綿の如く、神心盲然として家に帰れば必ず家婦より顔色悪しとの注意を受くるが常なり」(同前)と述べている。

永山がどのように学事勸奨を行なつたか、また「想ふに当時人民の向学心の盛にして子弟の学事に努力せる有様は、地の山国なりし爲めに世に聞へざりしも、恐くは天下に比類なき盛況なりしならん。信州の教育を論ずるものは永山権令の努力に対して之に感謝せざる可らず」(同前)と渡辺敏をして賛嘆せしめたものは、維新の実戦を戦い抜いた永山の鉄の意志であつたことが窺える逸話である。

(中略)

永山の筑摩県在任時代を語る最大の遺構は、松本市に現存する重要文化財旧開智学校である。筑摩県の中心校として明治六年、筑摩県学を継承して開校された開智学校が、永山の命により官民一体の大事業として校舎を新築したのは明治九年四月であつた。天空にそびえる八角塔の朝日に輝く舶来の色硝子、文明開化を告げる壮大な白亜の校舎は、永山を中心とする筑摩県民が近代教育の創始にかけた熱い意気込みを今に伝える唯一つの証である。明治三十五年一月十八日没 享年七十七



▲発足してまもない開智学校。女鳥羽川沿いに建てられた学校を千歳橋の方面からえがいたもの。(『長野縣町村誌』より)

資料7

○ 学校創立之願

第三十七番小学区
一 校名 南橋学校

一 教師 老人、一 教師給料一ヶ年三拾六円、一ヶ月三元
一 学校費用 書籍器械等入費一ヶ年金五円貳十銭 當繕
入費并諸雜費一ヶ年金四円 雇入給料一ヶ年金四円
右費用總計一ヶ年金拾三元貳十銭

一 校則
一 舍則
右ハ開智学校ニ照準シ相定申度候事
右之通開業仕度此段奉願候 以上
筑摩郡第十二小区
南方村副戸長 牧田正三 印
明治六年五月十三日 橋倉村 同 宮坂篤也 印

○ 記

第三十七番小学区

一 六歳以上就学之者 五拾貳人 内 男 四拾貳人
一 同 不就学之者 八拾老人 内 男 貳拾六人
女 五拾五人

右ハ戸主ト成妻ト成并病氣難決ニ而活計ニ差間就学仕兼
追々勸学為入校度候

別紙開校願之趣御開濟被下置候者右之通無相違入校可仕候
以上 第十二小区
南方村副戸長 牧田正三 印

明治六年五月十三日 橋倉村 同 宮坂篤也 印
杉浦義方殿



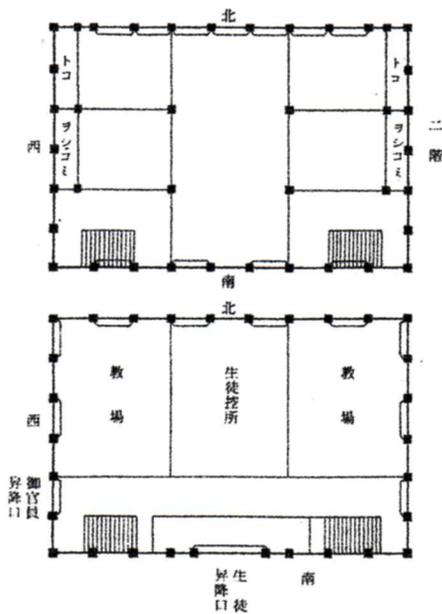
奉願口上書

一 郡藏 巨ヶ所 但 奉願口上書
 右を子屋根使 大破 相成 居り 方合
 不本 才 賣 弗 学 校 費 用 之 相 充
 申 度 也 此 許 可 奉 願 口 上 書
 第二大区小四区南橋村
 明治七年八月十日
 宮坂篤也 印

筑摩縣權令 永山盛輝 殿

南橋学校 奉願口上書

(願書添附設計図)



筑摩縣權令 永山盛輝 殿

同 橋倉村 宮坂篤也 印

明治七年九月廿日

副戸長兼学校世話役惣代 百瀬徳藏 印

第二大区小四区南方村

右ハ南方村旧瑞光寺廃堂相用ヒ居候処手挾ニ而不都合之廉
 不少候ニ付橋倉村字ホコツカ江新築仕度師範講習所御差図
 ヲ請図面相認メ奉差上候此段御許可奉願候 以上

○ 奉願口上書

学校新築願

第二大区小四区筑摩郡 南方村 橋倉村 合併南橋学校